

令和元年度第6回福岡市開発審査会 会議録

開催日	令和2年1月24日（金） 午後3時00分から 午後4時00分まで	場所	福岡市役所 1505会議室
出席者	委員	千綿会長，西岡委員，柴田委員，志賀委員，藤野委員	
	福岡市	住宅都市局 建築指導部 稲田部長 開発・建築調整課 柴田課長，大庭係長，中野係長，古川係長，高畑，吉田	

凡例：以下において、○は委員、△は福岡市職員の発言を示す。

第9号議案

〈収用移転〉

- 申請地は収用事業者が斡旋した公有地か。
- △民有地である。申請者が自ら土地を購入し，許可を得たら建物を建築する予定である。
- 収用移転事業で市街化区域から市街化調整区域に移転した過去の事例はあるのか。
- △直近では平成25年度に西区田尻で1件行われている。
- 今後，このほかにも収用に関する移転があるのか。
- △あと1件あると聞いている。
- (採決)
- 承認する

第10号議案

〈社寺仏閣及び納骨堂〉

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）での注意喚起とはどのようなことをするのか。
- △許可通知書に注意喚起を記載する。
- 申請者は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について知っているのか。
- △事前協議の段階で伝えている。
- （土砂災害特別警戒区域に）指定したのは県か。
- △そうである。
- 鉄筋コンクリート造にしたのはなぜか。
- △建築基準法上，土砂崩れに備える必要があるためである。
- 建築確認申請の対象か。
- △対象である。
- 建築確認申請時も安全性は審査されるのか。
- △審査される。
- (採決)
- 承認する

報告

○附議基準を変更すること自体はよいと思われる。要件4の経済的・家庭的事情の判断が難しいのではないか。

△具体的な過去の事例を次回お示しする。

○相当期間経過について、破産と倒産について5年以内であれば個別承認とする、としているが、あえて残す必要があるのか。ほとんど案件は無いと予想され影響は小さいと考えられるが、破産や倒産をする人は手続きを急ぐ傾向にあると考えられるため、むしろこのような場合こそ包括承認により処理期間を短くする意義があると思う。

△直近5年で5年以内は1件しかない。破産等の5年以内を要件に含めるかどうかについては、再度、事務局で包括承認の要件とする方向で検討し、次回審議に諮りたい。

○法では、「開発審査会の議を経て」とあるが、包括承認になるといつ承認することになるのか。

○附議基準に「あらかじめ議を経たものとする」と定めるため。この議案について承認をいただき、附議基準の改正をもって、包括的に承認をいただいたことになる。

△本件は年度内に、正式に議案として附議したいと考えている。